

佐久広域連合告示第6号

令和3年佐久広域連合議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月24日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和3年12月24日（金）午後3時00分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	清 水 喜久男	2番	田 邊 久 夫
3番	土 屋 利 江	4番	柳 澤 潔
5番	吉 川 友 子	6番	市 川 稔 宣
7番	神 津 正	8番	内 藤 祐 子
9番	三 石 義 文	10番	有 坂 辰 六
11番	渡 邊 光	12番	菊 池 今朝造
13番	中 田 征 洋	14番	高見澤 一 好
15番	石 井 正 行	16番	出 浦 修 身
17番	土 屋 好 生	18番	遠 山 隆 雄
19番	五 味 高 明	20番	荻 原 謙 一
21番	田 中 三 江	22番	今 井 英 昭

不応招議員（なし）

令和3年佐久広域連合議会第4回定例会

令和3年12月24日（金曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

諸般の報告

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について

議案第32号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（21名）

1番	清水喜久男	2番	田邊久夫
3番	土屋利江	4番	柳澤潔
5番	吉川友子	6番	市川稔宣
7番	神津正	8番	内藤祐子
9番	三石義文	10番	有坂辰六
11番	渡邊光	12番	菊池今朝造
13番	中田征洋	15番	石井正行
16番	出浦修身	17番	土屋好生
18番	遠山隆雄	19番	五味高明
20番	荻原謙一	21番	田中三江
22番	今井英昭		

欠席議員（1名）

14番 高見澤一好

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳 田 清 二	代 表 副広域連合長 (小諸市長)	小 泉 俊 博
代 表 副広域連合長 (南牧村長)	大 村 公之助	代 表 副広域連合長 (軽井沢町長)	藤 巻 進
副広域連合長 (小海町長)	黒 澤 弘	副広域連合長 (川上村長)	由 井 明 彦
副広域連合長 (南相木村長)	中 島 則 保	副広域連合長 (北相木村長)	井 出 利 秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木 勝	副広域連合長 (御代田町長)	小 園 拓 志
副広域連合長 (立科町長)	両 角 正 芳	監 査 委 員	柳 澤 治
会 計 管 理 者	比田井 毅	事 務 局 長	小 林 聖
消 防 長	黒 岩 亨	消 防 次 長	小 林 透
福 祉 課 長	菊 原 秀 浩	成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	塩 川 さゆり
清 和 寮 寮 長	木 次 洋 史	豊 昇 園 所 長	相 澤 昇
塩 名 田 苑 所 長	土 屋 勝 信	総 務 課 長	春 山 也寸志
予 防 課 長	柳 澤 正 憲	通 信 指 令 課 長	細 谷 徹

議会事務局

事務局次長	塩 川 秀 治	庶務係長	井 上 祐 二
-------	---------	------	---------

◎開会宣告

(午後 2時59分)

○議長(柳澤 潔) それでは、ただいまから令和3年佐久広域連合議会第4回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は21名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

14番、高見澤一好議員、所用のため、本日の会議に欠席する旨の届出が提出されておりますので、ご承知願います。

次に、令和3年度定期監査報告書及び例月出納検査結果報告書並びに令和2年度決算審査講評に対する対応調書が提出され、お手元に配付してありますので、ご覧願います。

◎諸般の報告

○議長(柳澤 潔) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元に配付いたしてありますので、ご覧願うことにして、朗読は省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柳澤 潔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番、荻原謙一議員、22番、今井英昭議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(柳澤 潔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、11月30日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果を委員長からご報告願います。

議会運営委員会、三石委員長。

〔議会運営委員会 三石義文登壇〕

○9番(三石義文) 議会運営委員会の委員長の三石義文でございます。議会運営委員会の報告をい

たします。

去る11月30日、佐久広域連合議会第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、予算案4件であります。一般質問の通告者が内藤議員、1名であります。また、議事日程はお手元にご配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、本日1日間といたします。よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、報告いたしました。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告どおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定されました。

◎日程第3 議案の上程

○議長（柳澤 潔） 日程第3、議案の上程をいたします。

連合長から予算案4件が提出されております。

議案第29号から議案第32号までの4件を一括上程いたします。

次に、連合長から招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 皆さん、こんにちは。招集のご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年佐久広域連合議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参集をいただき、議会が開会できましたこと、厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、4点申し上げます。

1点目といたしまして、G7サミット関係閣僚会合の誘致支援について申し上げます。

新聞報道等でご承知のとおり、阿部長野県知事と藤巻軽井沢町長が共同で記者会見を開き、令和5年に日本で開催が予定されているG7サミット主要7か国首脳会議関係閣僚会合の誘致を目指すことを、今月の17日に明らかにされました。

軽井沢町は古くから歴史的にも国際親善と国際文化の交流を実践しており、これまで二度にわたり閣僚会合開催の実績を持つとともに、気候変動・地球温暖化対策にも率先して取り組まれています。佐久地域におきましても、周辺地域の豊富な観光資源を結びつけ、地域内の周遊を図ることで、

観光誘客の拡大や、地産地消・特産品等の魅力を世界に向けてPRする絶好の機会となり、地域経済の活性化も期待されるところでございます。

佐久広域連合といたしましても、佐久地域全体にとっても大きなメリットがあると思われまじ、地域内融和の観点からも、軽井沢町への誘致を全面的にご支援させていただきたいと考えております。誘致実現に向けて、地域全体で機運が盛り上げられますように、議員各位のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2点目といたしまして、県立小諸養護学校の環境改善に向けた取組について申し上げます。

令和3年9月24日に、文部科学省より特別支援学校設置基準が公布された中、去る11月12日に小諸養護学校の児童生徒数の増加による教室不足といったことの課題把握のため、小諸養護学校協力のもと、関係市町村の理事者や関連担当部署の部課長の皆様と、学校の見学会を実施いたしました。

学校内の現状といたしましては、建設当初は100人規模の生徒数を想定し、平成元年4月に開校されましたが、令和3年度では本校児童生徒及び分教室生徒と合わせ、現在は219名と大幅に増加している状況です。この間の長野県の対応といたしましては、佐久穂小中学校内と佐久平総合技術高等学校臼田キャンパス内にそれぞれ分教室を設置、プレハブによる6教室の増築、研究室などを教室に機能転換がされてきましたが、今後の増加が予想される生徒数に対し、学校施設の規模、あるいは衛生設備数が追いつかない状況を改めて確認することができました。また、教職員数も増加し159名が勤務され、駐車場や職員室の確保が非常に困難な状況でありました。

今後の対応といたしましては、小諸養護学校側と連携を密に図りながら、課題解決に向けた要望を行うなど、児童生徒の皆さんの学習環境の改善が図られますよう、後押しをしていきたいと考えています。

3点目といたしまして、社会福祉施設の運営状況について申し上げます。

夏以降、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波も収まり、現時点では地域の感染状況は落ち着きつつあります。こうした中、昨年からの感染拡大防止の観点から、対面での面会や外出の自粛を行ってまいりましたが、先月、厚生労働省からの通知で、地域における発生状況等も踏まえ、施設利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応について検討するとの方針が示されました。今後も地域における発生状況等を踏まえ、感染拡大防止の観点と施設利用者の地域とのつながりと交流が、心身の健康に与える影響にも留意し、可能な限り安全に実施できるようにすることにしています。

一方、寒さが厳しくなる折、一たび感染となりますと、地域からの受入れなど施設機能が停止してまいります。人の往来が活発となる年末年始を前に、次の感染の波を未然に防止する対策を徹底しているところでございます。

4点目といたしまして、消防関係について申し上げます。

消防指令センターの運用開始から6年が経過し、様々な機器が耐用年数を超えることを受け、本年5月より消防指令システムの機器の更新を行い、本日竣工を迎えます。

本日午前中に行われた現地視察においても、消防次長よりご説明してございますが、このシステムは通信指令業務の中核の役割を果たし、119番通報の受付をはじめ火災・救急等の出動支援、車両運用管理、救急業務及び各種消防業務に関する情報処理や無線情報通信などを一括して迅速・的確に行える機能を有しています。この更新により、適切な機種整備、また最新の地図データ等を取り入れることで、より迅速で正確な災害現場の特定や、的確な隊編成を行うことが可能となり、消防力の強化につながり、複雑・大規模化する災害に対応することが期待されます。

今後も通信指令体制を強化し、より一層、住民の生命・財産を保護し、寄与していくよう努めてまいります。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、4点申し上げました。

引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、予算案4件でございます。

議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,206万6,000円を減額し、総額を10億4,446万1,000円としようとするものでございます。

議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ、2,135万8,000円を減額し、総額を23億5,928万2,000円としようとするものでございます。

議案第31号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ53万8,000円を増額し、総額を5億5,962万1,000円としようとするものでございます。

議案第32号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ129万5,000円を増額し、総額を2億2,737万1,000円としようとするものでございます。

以上、議案の概要について申し上げます。詳細につきましては、事務局長、消防長より説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。総括説明といたします。

○議長（柳澤 潔） ここで、軽井沢町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○代表副広域連合長（藤巻 進） 会議前の大変貴重な時間、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま、柳田連合長から心強い、温かい言葉をいただきました。心より感謝を申し上げたいと思います。

佐久広域連合の皆様方のお力で2016年にG7、それから2019年はG20を軽井沢町で開

催することができました。両会議とも、佐久のおいしい地酒、それから信州のおいしい食材等を参加者に振る舞うことができました。再来年、G7の日本の番が回ってくるということで、関係閣僚会合を軽井沢町に誘致したいということで、過日、阿部知事と共に会見をして発表したところがございます。

広域連合の皆様方には今後ともご支援、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎議案第29号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第29号の説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案つづり2ページ及び以降の一般会計補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,206万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億4,446万1,000円にしようとするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては、佐久平斎場の火葬業務委託に係る経費といたしまして、令和4年度から令和6年度までの3年間、総額で1億6,070万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

初めに、歳入ですが、1款、分担金及び負担金は、給与費等の歳出予算減額による減額でございます。

3款、財産収入は、佐久広域食肉流通センターが所有しておりました車両及び備品等の売却による増額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

5款、諸収入は、主にJA長野会及び北佐久郡老人福祉施設組合への職員派遣解除に伴う減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページ、2款、総務費から、11ページ、4款の衛生費につきまして、各款の給与費につきましては、人事異動等に伴う減額でございます。

また、11ページになりますけれども、下段の食肉流通センター事業費が、主にセンター閉場に

伴いまして、離職を余儀なくされました、元有限会社ミートテクニカル従業員への失業補償金の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第29号のご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第30号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第30号の説明を求めます。

黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） 議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり3ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,135万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億5,928万2,000円としようとするものでございます。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の補正でございますが、1款、分担金及び負担金は、歳出予算の減額に伴う市町村分担金の減額でございます。

4款、財産収入では、購入財産売り払いに伴う増額を、9款、寄附金では、一般寄附金に伴う予算化をそれぞれお願いするものでございます。

歳出の補正でございますが、1款、消防本部費では、1,104万2,000円の減額補正、2款、消防署費、7消防署分合計でございますが、1,031万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、主に人事異動に伴います人件費の減額及び、先ほど歳入でご説明いたしました寄附金を財源として、消防本部費で備品購入費の計上をお願いするものでございます。

市町村分担金の減額に伴います、各市町村の分担金額につきましては、4ページ右側の説明欄に記載のとおりでございます。

次に、6ページから11ページまでの歳出につきましては、消防本部費及び小諸消防署費から御代田消防署費までの給与費の明細でございます。

12ページは、各市町村の分担金の詳細でございます。

以上、議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第31号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第31号及び議案第32号の説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第31号及び議案第32号につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第31号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案つづり、4ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億5,962万1,000円にしようとするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間、豊昇園及び塩名田苑の給食調理業務委託に係る経費といたしまして、それぞれ1億230万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入の4款、繰入金につきましては、歳出予算の補正に伴いまして、豊昇園は減額、塩名田苑は増額でございます。

次の6ページから9ページにかけては、歳出の1款、民生費、各施設の給与費につきましては、一般会計と同様、職員の人事異動等に伴う補正でございます。

また、施設運営費につきましては、両施設ともに、暖房用灯油価格の上昇に伴いまして、燃料費の増額補正のほか、塩名田苑につきましては、修繕料について増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第32号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり5ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,737万1,000円にしようとするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間、給食調理業務委託に係る経費といたしまして、1億2,820万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳入の2款、県支出金は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化事業補助金の配当、また、5款、繰入金は、歳出予算の補正に伴う増額でございます。

次の6ページをお願いします。

歳出の1款、民生費のうち、総務費につきましては、一般会計と同様に、職員の人事異動に伴う減額等でございます。

また、7ページ、施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入費及び暖房用灯油価格上昇に伴い、燃料費の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第31号及び議案第32号のご説明を申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳澤 潔） これをもって全議案に対する説明は終結いたしました。

◎日程第4 一般質問

○議長（柳澤 潔） 日程4、一般質問を行います。

一般質問の通告者は、8番、内藤祐子議員、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も、要旨を要約し、円滑な議事進行についてご協力願います。

内藤祐子議員の質問を許します。

8番、内藤議員。

〔8番 内藤祐子登壇〕

○8番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。8番、内藤祐子です。

今回、私は2点について質問していきたいと思います。

まず最初に、介護保険制度の補足給付制度の変更に関して質問していきます。

今年の8月より、介護保険の補足給付の変更が行われました。補足給付は、介護保険施設に入所の方やショートステイ利用者の食費、居住費に関する負担軽減制度です。

もともとは、施設入居者の食費・居住費は、介護保険の給付に含まれていたものでした。それが2005年、国は、食費・居住費を全額自己負担と変えてきました。そのときに、負担があまりに大きいということから、低所得者である住民税非課税世帯の負担軽減策として導入されたのが、補足給付制度です。それが今回、この低所得者対策を縮小する変更が実施されたわけです。影響を大きく危惧するところです。

介護保険加入者の収入は、8段階に区分されています。そのうちの第1～3段階までが補足給付の対象で、本人、家族全員が住民税非課税世帯という規定になっています。今回の変更は、認定要件の預貯金額が大きく引き下げられ、対象が狭められたことと、第3段階をさらに2つに分け、第3段階の2、本人の年金収入が120万円超から155万円以下、月額にすると10万円から

10万円弱の方になりますけれども、この段階の食費が大幅に値上げとなりました。

資料1をつけましたので、ぜひご覧いただければと思います。これまで、650円だったのが、入所で1,360円、ショートステイでは1,300円と、実に倍以上に上がりました。ショートステイでは、第2段階、第3段階の1の区分も値上げとなっています。

施設入所の場合では、月額2万2,000円、年換算にしますと、実に26万4,000円もの値上げとなりました。入所者の半数や、またショートステイ利用者の9割近くが負担増となったという全国規模での報道もありました。

(1)として、これらを踏まえて質問していきます。8月以降の変更による影響の状況について、4点、確認の意味で質問したいと思います。アとして、施設入居者、ショートステイ利用者の個人負担増の実態把握はしているのか。イとして、値上げになるという情報の周知は十分にされていたのかどうか。ウとして、相談や苦情は今現在のところ出されていて把握しているのか。エとして、値上げによるサービスの自粛の傾向や実態は把握しているのかどうか。以上、4点です。

次に、大きな項目2として、救護施設清和寮について伺っていきます。

今日の視察でも、外側からでしたけども、様子をうかがい知ることはできました。ホームページによれば、昭和35年、組合立としての開設から、現在地で昭和56年開設とあり、創設から60年の歴史があると伺いました。臼田地域での歴史をかいま見ることができたと思います。

救護施設とは、生活保護法のもと、他法他施策優先の中、最後のセーフティーネットとして、障害の種類に関わらず、日常生活を送ることが困難な人たちが、健康で安心して生活するため、一人一人必要なサービスが提供できる、総合的な福祉施設としての機能を果たす、これが広域計画の中で規定されて書かれている内容です。

また、平成22年、佐久広域連合が運営する社会福祉施設の在り方に関する提言を受けた方針による今後の運営主体は、福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人による運営が望ましいとされ、地域に必要なサービスが提供できるよう、環境整備を検討するというふうに書かれていました。その方向性で、今回サウンディング調査がされたと認識しています。

救護施設そのものが、発足当時と今日では求められる機能や役割も変わってきていると思います。生活保護制度についても、位置づけも認識も随分大きく変化してきました。救護施設について、私もこの質問をするに当たり、いろいろ調べてみました。全国救護施設協議会では、救護施設が行うべき生活困窮者支援の行動指針というものが出されていました。救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に係る事業の整理表として、資料2として添付させていただきましたけども、そこに大きく整理され、協議されています。とても分かりやすく書かれているかなと思います。カテゴリとして、中間的就労の取組の拡がり、フェーズB、Cの今後の地域への活動の広がりが示されていました。

例えば、長野市の旭寮では、同じ法人で就労継続支援B型事業所を運営しています。就労支援事

業を併設しているところであったり、ほかにも先進的な実践事例がホームページ等でも随分と確認することができました。現状や課題を共有しながら、運営形態ばかりでなく、今後のより望ましい在り方を今の立場からもさせていけたらと考えています。

そこで、以下、質問していきます。まず（１）として、基本的な救護施設はどういう施設なのか、救護施設の在り方という意味で、清和寮について伺っていきます。アとして、循環型セーフティネット施設としての今日の課題をどう捉えているのか。イとして、他法他施策優先という原則からも、次にステップアップしていくのには、生活困窮者支援法も大きく関わってくると思いますけれども、その支援についてはどう考えているのか。

次に（２）として、今回のサウンディング調査に関して伺います。あくまで情報源としては、佐久広域救護施設清和寮の運営に関するサウンディング型市場調査についての実施要領を確認した上での質問となります。まずアとして、サウンディング調査に、社福法人ですけれども、何社が参加したのかどうか。イとして、サウンディング実施要領には、対象として、生活保護法第３８条に規定する保護施設を現に設置している、または新たに設置することを検討している社会福祉法人と規定されていましたが、該当する社会福祉法人はこの佐久地域にはどれくらいあると捉えているのか。ウとして、事業提案が目的であること、救護施設が今後求められる取組として、資料２にあるように、就労に力点が置かれてきていると私は認識しています。雇用の社会支援、これは社会にどれだけハンディある人たちの雇用の支援があるかという捉えだと思っんですけども、そのことばかりでなく、注目されている中間的就労を主体的に取り組むこともサウンディング内容に位置づけるべきではないかと考えますが、この点についての回答を求めます。エとして、一度目のサウンディング調査は終了している、先ほど報告がありましたけれども、その結果についてまだホームページで確認することはできませんでした。それについての評価と、それを踏まえて１回のサウンディングで全て完了するとは認識しておりませんし、今後どういうふうにつないでいくのかという意味で、今後の方向性について伺いたいと思います。ここからは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 潔） 小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） ご質問に順次、お答えいたします。

初めに、１の介護保険制度の補足給付制度の変更についてお答えいたします。

ご承知のとおり、介護保険施設を利用する場合、原則として食費・居住費は利用者本人による負担となり、所得の区分に応じて自己負担額が定められております。

本年８月に行われました制度改正では、本人所得区分の財産要件の変更と、それに伴う食費の自己負担額について見直しが行われたものでございます。

ご質問のアの施設入居者、ショートステイ利用者のうち、施設に入居されている方の負担につきましては、制度改正前と改正後の８月以降を比較いたしますと、豊昇園、塩名田苑の両施設利用者

全体では、おおむね3割の方々の負担が増えております。

次に、イの情報の周知でございますが、介護保険制度は全国一律の基準によりまして改正されておりますので、国をはじめ各市町村でも様々な方法で制度全般の周知をされております。これに加えまして、サービスを提供する施設といたしまして、利用者の皆様に個別に、また書面により制度改正についてご案内、ご説明を行ったほか、当広域連合広報誌を活用して、周知に努めたところでございます。

次に、ウの今回の改正による相談や苦情についてでございますが、今回の改正により、施設入居者4名の方のご家族から、自己負担額が増えたといったお話をいただきましたが、ご家族には制度改正内容や負担額について丁寧に説明し、ご理解をいただくよう努めたところでございます。

なお、エの自己負担額が増えたことを理由としたサービス利用の自粛などはございませんでした。いずれにいたしましても、サービスを必要とされる方に、必要なサービスが提供できるよう、お一人お一人に寄り添いながら、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の救護施設清和寮について、お答えをいたします。

先ほど議員からございましたとおり、救護施設清和寮は昭和35年臼田町外8ヶ町村救護施設組合により、佐久市臼田の稲荷山地籍に開設されました。

その後、昭和56年に佐久地域広域行政事務組合に移管され、現在の場所に移転改築をされました。昨年度開設60年を迎え、本年は現在地に移転改築して40年の節目を迎えたところでございます。

こうした経過のもと、救護施設清和寮は、生活保護法に規定する保護施設として、セーフティネットの役割を担いながら、社会情勢にも柔軟に対応し、時代の変遷によるニーズに対応してまいりました。

近年では、知的、精神、身体の障害の有無に限らず、様々な生活課題を持ち合わせた地域生活が難しいホームレスやアルコールなどの薬物依存症、矯正施設退所者、DV被害者などの受入れや、社会的な支援が多くなっております。

また、施設は生活支援だけでなく、自立支援の観点から、入所者の地域生活への移行や、就労支援なども多くなっております。こうしたことから、入所者の支援に当たって、適切な時期に、施設から地域、地域から施設という循環型支援としての役割が大きくなっているところです。

ご質問のアの循環型セーフティネット施設としての課題について、お答えいたします。

現在の救護施設は、緊急に対応が必要な相談に対しまして、切迫した状況で入所した利用者には、地域生活移行を含む他法他施策による支援や、最適な次なる居場所につなげるために、セーフティネットとして空床の確保ができるようにしておくことが重要となります。

そのためには、福祉事務所や関係機関などと連携を図る体制づくりが課題と考えております。

次に、イの生活困窮者支援法に基づく支援に関して、お答えいたします。

生活困窮者支援法に関しましては、生活困窮者の支援に総合的に取り組むため、生活保護に至る前の就労支援や、住居確保などの強化を図ることを目的に制定されたものであり、生活保護法による救護施設では、関係機関と相互に連携しながら、最後の砦として生活困窮者支援施策に取り組んでいるところです。

こうした中、清和寮では平成27年に居宅生活訓練事業により、清和寮近くにアパートを確保いたしまして、居宅生活に近い環境のもとで健康管理、就労、生活自立の訓練を行い、地域移行への支援に向けて福祉事務所や関係機関などと連携し、生活困窮者自立支援に取り組んでいるところでございます。

次に、(2)のサウンディング型市場調査について、お答えいたします。

この調査は、佐久広域連合が平成22年に策定いたしました「社会福祉施設のあり方」の中で定めた趣旨に基づきまして、改築時期を迎える清和寮に関して、将来の地域福祉ニーズに対応できるよう、総合的な検討をするため、地域の福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人との対話の場を設け、様々な課題解決に向けた事業提案をご教示いただき、施策の方向性に反映することを目的に実施したものでございます。

ご質問のアのサウンディング調査に参加された法人の数、イの生活保護法第38条に規定する保護施設を現に設置している、または新たに設置することを検討している社会福祉法人に対するご質問にお答えいたします。

今回の調査には、佐久地域内の1法人に参加いただいたところですが、長野県内の救護施設は清和寮のほか6か所ありまして、救護施設のような第1種福祉事業に区分される入所施設を現在運営している社会福祉法人は、佐久地域内には24法人ございます。

次に、ウの中間的就労の取組をサウンディング内容に位置づけるべきではないか、のご質問にお答えいたします。

議員より配付されました資料2につきましては、生活困窮者支援法が制定されまして、生活困窮者の支援に総合的に取り組むため、救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に関わる事業に関して、救護施設を運営する団体から構成される、全国救護施設協議会が公表したものでございます。

サウンディング調査では、事業の提案を目的としておりますので、先ほど申し上げたとおり、生活困窮者の支援と救護施設の役割という観点から、地域の福祉ニーズに対応できるよう、中間的就労に関しましても、幅広い視点から検討が必要と考えているところでございます。

最後に、エのサウンディング調査の評価と今後の方向性に関してお答えいたします。

今回の調査に関しまして寄せられたご意見や提案など、間もなく公表することにしておりますことから、現時点での調査の評価まで至っておりませんが、県内救護施設は清和寮含めて7施設と限られる中、参加された法人からは、就労人口が減少傾向にあり、福祉人材の慢性的不足という現状の中、社会福祉の根幹である救護施設の運営に関心を持ちながらも、施設入所者と顔が見える関係

を構築することや、救護施設運営のノウハウを継承することは容易ではなく、判断が難しいといったご意見をいただいております。

なお、今後につきましては、自治体による運営から社会福祉法人による運営に、こうした県内の他の救護施設の手法なども参考にしながら、今回いただきました貴重なご意見やご提案を基に、総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 私も広域の新人議員として、広域として何ができるのかなということをいろいろ考えたりする機会をいただきました。

独自に予算がないという部分では、これ大変だから支援しろというのは難しいなというのは、しみじみ思いました。今回の入所の、特養の自己負担が増えたというところでは、私たちのところには、結構大変だとか、ショートでこんなに負担が大きくなるとは思わなかったという声も何人かいただいています。それは事実かと思うんです。そういうところで、今入所している人は、恐らく値上げになっても大変だけど継続しようというところでいらっしゃると思うんです。

一つは、これから先、入所を考えている人たち、あるいはどうしようかと思っている人たちが今後介護離職を皆懸念している部分、あると思うんですが、そういったことを防がなければならないというのは課題として大きくあると思うんです。厚労省のホームページにも、相談の対応の仕方みたいなのが、ちょっと次のページに載っていたんですけども、なかなかその公的な負担がプラスになる事例というのは、該当するのはなかなかないと思う部分が正直実感としてありました。中間的な人たちの負担が増えるというのは非常に苦しいと思う部分もありますので、ぜひこれからサービスを何とか利用しようと思った人たちが控えるんじゃないかということが一番懸念されるんです。少なくとも、そこにもうちょっと相談事業的なところ、補助はなかなか難しいにしても、何らかの方法と一緒に探れるんじゃないかみたいなのところの、寄り添った支援の在り方が、やっぱり広域だけなので福祉事業を担当しているところ、どこも求められているんじゃないかと思ってるんです。

そういう意味では、今後の在り方として、今回の補足給付が変わったところに連動してというか、少なくとも手厚い相談事業をもうちょっとやっていくというような方針を位置づけていくべきじゃないかなと思うんですけども、そういったことは考えられますか。本当ささいかもしれませんが、必要なことかなと思いますので。広域としてというか、施設としていろんな形あると思うんです。

○議長（柳澤 潔） 土屋塩名田苑所長。

[塩名田苑所長 土屋勝信登壇]

○塩名田苑所長（土屋勝信） お答えします。

施設として、それぞれ関係する自治体として、これから先ということはどうするのかということなんですけれども、施設として今、生活相談員というのが特別養護老人ホームにおきましては、職

種として配置しなさいということで基準として設けられて、配置しております。それぞれのご家庭に様々な問題がありますので、専門に対応する職員が1人配置してございますので、そこの方に連携を強化するという対応してまいりたいなと思っておりますけれども、ただ、制度上の話になりますと、なかなかそれぞれの自治体、また国や県の絡みがありますので、それぞれに設けられている相談窓口というのは定められておりますので、そこに行ってくださいということに対応していくのかなと考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 今回のことを通しては、介護保険制度そのものは介護する人たちの負担を軽減するというの大きな意味があるだろうなと思っております。少なくとも、これを機会に介護離職が増えるようなことがないように、何とかいろんなところでのサポートを、いろいろ一緒に私も考えていきたいなと思っております。

清和寮については、本当に今日の説明でも受けましたけれども、これまで障害を持ちながら生活困窮者というイメージが私もずっとあったんです。それが今は、もっと別の、今の世情を反映してだと思っておりますけれども、様々な生きづらさを抱えた人たち、その人たちの緊急避難場所として必要なんだというところに、位置づけが大きく時代とともに変わってきているなということがあると思っております。そういう意味では、地域移行、就労支援という部分は、今まで以上にさらに大きな位置づけになっているんじゃないかと、それを受け入れる側の社会であるとか、一般就労できるような企業での対応ですとか、いろんな課題がもっと裾野広く出てきているなとも感じたんです。

そういう意味では、救護施設がこうだという固定概念じゃなくて、今後どうしていくんだということが物すごくはっきりしている事業じゃないかと認識することができました。ぜひイメージも、閉鎖的なイメージがあるんですけども、もっと開放されて、緊急避難で次にステップアップできるような事業なんだ、施設なんだというところにイメージアップできるようなことを期待して、私、今回の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員の質問は以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

◎日程第5 議案質疑・討論・採決

○議長（柳澤 潔） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

はじめに、議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第29号の質疑を終結いたします。

次に、議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、議案第31号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第31号の質疑を終結いたします。

次に、議案第32号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第32号の質疑を終結いたします。

◎日程第6 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

(午後 3時59分)

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（柳澤 潔） 日程第7、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会、清水委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元に配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、所管事項について、審査結果、原案可決。

議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について、審査結果、原案可決。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決と決しました。

以上で総務委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 議案第29号、議案第30号の2点を一括議題として、これより審議に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

○議長（柳澤 潔） なお、議案第29号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決をいたしますので、ご承知願います。

これより、議案第30号について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論はないものと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第30号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は総務委員会委員長報告どおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

経済建設保健衛生委員会、有坂委員長。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六登壇〕

○**経済建設保健衛生委員長（有坂辰六）** 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

お手元にご配付されております委員会審査報告書にありますように、議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、所管事項について、当委員会は全会一致で原案可決するものと決しました。

以上であります。

○**議長（柳澤 潔）** 議案第29号について、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（柳澤 潔）** これをもって質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六降壇〕

○**議長（柳澤 潔）** 次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員会、神津委員長。

〔社会文教委員長 神津 正登壇〕

○**社会文教委員長（神津 正）** 社会文教委員会における審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案は計3件であります。

お手元の委員会審査報告書にありますとおり、議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、所管事項、審査結果は原案可決と決しました。

議案第31号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、審査結果は原案可決。

議案第32号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）については、審査結果は原案可決と決しました。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決でありました。

以上で、社会文教委員長報告を終わります。

○**議長（柳澤 潔）** 議案第29号及び議案第31号、議案第32号の3件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 神津 正降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより、議案第31号、議案第32号について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論はないものと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第31号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は社会文教委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号について、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論はないものと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第29号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員会委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は各常任委員会委員長報告のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会の各議案は終了いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和3年佐久広域連合議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 柳 澤 潔

署 名 議 員 荻 原 謙 一

署 名 議 員 今 井 英 昭